

# 住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要

(平成21年7月15日公布)

## ＜改正概要＞

- ① 外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。（施行期日：入管法等改正法の施行日（公布後3年以内の政令で定める日））
  - 外国人住民に係る住民票を作成し、各種行政事務の処理の基礎とする。
  - 外国人住民に係る手続のワンストップ化を図る。
- ② 他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようにする。（施行期日：公布後3年以内の政令で定める日）
  - 住民基本台帳カードを交付した市町村長への返納義務を廃止する。
  - 転入地市町村長に対し住民基本台帳カードを提出することで継続使用が可能となる。

※ ①に關係して、現行の外国人登録制度を廃止し、法務大臣が適法に在留する外国人に対して空港等で在留カード等を発行する「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」も、平成21年7月15日に公布された。

## 【外国人住民関係の改正内容】

### 住民票を作成する対象者

- ・中長期在留者（在留カード交付対象者）、特別永住者 等

### 住民票の記載事項

- ・氏名、生年月日、性別、住所等のほか、外国人特有の事項である「国籍等」、在留カードに記載されている「在留資格」「在留期間」等を記載

### 法務大臣からの通知

- ・在留資格の変更、在留期間の更新により、外国人住民に係る住民票の記載事項の修正等が必要な場合に、法務大臣から市町村長へ通知

### その他

- ・外国人と日本人で構成する一の世帯（複数国籍世帯）の正確な把握が可能
- ・閲覧制度、住民票の写し等の交付制度、市町村長の調査権や職権による住民票の記載の修正、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カードに係る規定について、日本人と同様に外国人住民にも適用

# 住民票イメージ（日本人の場合）

(注)住民票の様式は法定されておらず、あくまでイメージである。

## 住民票

氏名	総務 一郎	生年月日	昭和18年 2月 1日	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	住民票コード	135……246
住所	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 ○○マンション101号				住民となつた年月日	平成21年 4月 1日	
前住所	平成21年4月1日 □□県□□市□□3丁目2番地1 から転入					平成21年 4月 3日 届出	
世帯主の氏名	総務 一郎	世帯主との続柄	本人				
本籍	東京都港区六本木1丁目2番地3号				筆頭者	総務 太郎	
備考							

塗りつぶし  
→外国人住民には適用されない記載事項

### 選挙人名簿

登録	○
----	---

### 国民健康保険

資格取得	資格喪失
平成21年 4月 1日	年 月 日
年 月 日	年 月 日
退職被保険者又は被扶養者の別	該当年月日 非該当年月日
退・被扶	年 月 日 年 月 日
退・被扶	年 月 日 年 月 日

### 後期高齢者医療

資格取得	資格喪失
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

### 介護保険

資格取得	資格喪失
平成21年 4月 1日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

### 国民年金

記号	番号
資格得喪・種別変更	
年 月 日	得・種変・喪 1・任
年 月 日	得・種変・喪 1・任

### 児童手当

支給開始	支給終了
年 月	年 月
年 月	年 月

# 外国人住民に係る住民票イメージ

(注)住民票の様式は法定されておらず、あくまでイメージである。

## 住 民 票

① 氏名	KIM EUNHEE		② 生年月日	1960年 7月 8日	③ 性別	男 女	住民票コード	123……456
④ 住 所	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 ○○マンション202号					⑤ 外国人住民 となった年月日	平成21年 4月 1日	
⑥ 前住所	平成21年4月1日 □□県□□市□□3丁目2番地1 から転入					平成21年 4月 3日 届出		
世帯主の 氏 名	金田 太郎	世帯主との 続柄	妻	国籍等	韓国	塗りつぶし →外国人住民特有の 記載事項		
第30条の45 に規定する 区分	中長期在留者 特別永住者 一時庇護許可者・仮滞在許可者 経過滞在者(出生・国籍喪失)		在留資格	日本人の配偶者等		在留カード等 の番号	.....	
			在留期間等	3年	在留期間等の 満了の日	2012年 3月29日		
備 考	○閲覧制度：日本人と同様に、①～④の4情報のみ開示 ○交付制度：日本人と同様に、原則として①～⑥の6情報（基礎証明事項）を開示 ※ 本人からの特別の請求がある場合等は、基礎証明事項以外の事項（世帯情報や国籍等）についても記載して交付することが可能。							

### 国民健康保険

資格取得		資格喪失	
平成21年 4月 1日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
退職被保険者又 は被扶養者の別	該当年月日	非該当年月日	
退・被扶	年 月 日	年 月 日	
退・被扶	年 月 日	年 月 日	

### 後期高齢者医療

資格取得		資格喪失	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	

### 介護保険

資格取得		資格喪失	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	

### 国民年金

記号 2468	番号 113355
資格得喪・種別変更	
平成21年 4月 1日	(得)・種変・喪 ①・任
年 月 日	得・種変・喪 1・任

### 児童手当

支給開始		支給終了	
年 月		年 月	
年 月		年 月	

# 入管法が変わります！

平成21年度  
出入国管理及び難民認定法等の一部改正のあらまし

## はじめに

平成21年の通常国会において、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「改正法」といいます。）が可決・成立し、平成21年7月15日に公布されました。

改正法においては、在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入を始めとして、特別永住者証明書の交付、研修・技能実習制度の見直し、在留資格「留学」と「就学」の一本化、入国者収容所等視察委員会の設置などが盛り込まれています。

## 改正のポイント

### 何が変わるの？

- 1 在留カードの交付など新たな在留管理制度を導入します。（※）⇒詳しくは2頁へ
- 2 特別永住者の方には特別永住者証明書を交付します。（※） ⇒詳しくは4頁へ
- 3 研修・技能実習制度を見直します。 ⇒詳しくは4頁へ
- 4 在留資格「留学」と「就学」を一本化します。
- 5 入国者収容所等視察委員会を設置します。
- 6 拷問等禁止条約等の送還禁止規定を明文化しました（注1）。
- 7 在留期間更新申請等をした方について在留期間の特例を設けます。
- 8 上陸拒否の特例を設けます。
- 9 乗員上陸の許可を受けた方は乗員手帳等の携帯・提示義務が生じます。
- 10 不法就労助長行為等に的確に対処するために退去強制事由等を設けます。

#### 施行日（注2）について

（※）1,2に伴い、外国人登録制度は廃止されます。

- 公布の日から3年以内 ⇒ 1, 2
- 公布の日から1年以内 ⇒ 3, 4, 5, 7, 8, 10
- 公布の日から6月以内 ⇒ 9
- 公布の日から ⇒ 6

（注1）拷問等禁止条約と同様の規定がある強制失踪条約については、当該条約が発効次第、施行されます。

（注2）施行日は、政令で定めます。

# 新たな在留管理制度について

## 制度の概要 どういった制度なの？

新たな在留管理制度は、これまで入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を基本的にひとつにまとめて、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものです。我が国に中長期間にわたり適法に在留する外国人が対象となり、在留カードが交付されるほか、届出手続などが変わります。新制度の導入により在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握できるようになり、これによって、在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など適法に在留する外国人について更に利便を図ることが可能になります。

なお、新たな在留管理制度の導入に伴って外国人登録制度は廃止されることになります。

## 施行日 いつから始まるの？

改正法が公布された平成21年7月15日から3年以内の政令で定める日から施行されます。

## 対象者 どういった人たちが対象になるの？

新たな在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間在留する外国人で、具体的には次の①～⑥のいずれにもあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④これらの外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤特別永住者
- ⑥在留資格を有しない人



### 具体例

#### 対象となる人

- ・「技術」や「人文知識・国際業務」などの就労資格により、企業等にお勤めの人
- ・「留学」などの学ぶ資格により、学校に通う人
- ・日本人と結婚して「日本人の配偶者等」の資格により生活している人
- ・「永住者」の在留資格を有している人

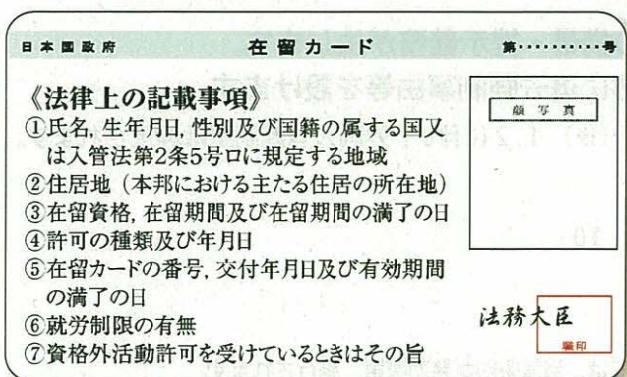
#### 対象とならない人

- ・観光目的で日本に短期間滞在する人
- ・俳優や歌手など芸能活動目的で来日し、「興行」の在留資格で「3月」以下の在留期間が決定された人

## 「在留カード」は、どういうカード？

新たな在留管理制度の導入に伴い交付される在留カードは、対象となる外国人に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等の在留に係る許可に伴って交付されるものです。また、偽変造防止のためICチップが搭載され、券面記載事項の全部又は一部が記録されます。

在留カードの記載事項等については、以下をご覧ください。



外国人登録証明書と比べて、記載事項が大幅に削減されます！  
例えば、世帯主、出生地、旅券番号や職業（勤務地）等は記載されません。

#### = 有効期間 =

##### 16歳以上の方

- ▶ 永住者 → 交付の日から7年間
- ▶ 永住者以外の方 → 在留期間の満了日まで

##### 16歳未満の方

- ▶ 永住者 → 16歳の誕生日まで
- ▶ 永住者以外の方 → 在留期間の満了日又は16歳の誕生日の早い方まで

## 新たな在留管理制度の流れ

入国の審査

住居地の(変更)届出

在留審査

旅券に上陸許可の証印とともに、中長期在留者は在留カードを交付します。

### 氏名等の変更届出

氏名、生年月日、性別、国籍等を変更したときは、14日以内に地方入国管理局に届け出てください。

住居地を定めてから14日以内に、住居地を市区町村に届け出てください。その後、住居地を変更した場合も同様です。

### 所属機関等に関する届出

「技術」等の就労資格(「芸術」、「宗教」及び「報道」を除く)や「留学」等の学ぶ資格  
⇒所属機関の名称又は所在地の変更等が生じた場合には、14日以内に地方入国管理局に届け出てください。

「家族滞在」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」のうち、配偶者に係るもの  
⇒配偶者と離婚又は死別した場合、14日以内に地方入国管理局に届け出てください。

### 在留カードの再交付

紛失、盗難、滅失、著しい毀損又は汚損等をした場合には、地方入国管理局に再交付を申請してください。

※上記以外の理由で在留カードの交換を希望する場合にも、再交付の申請ができます。その場合には、実費相当の手数料を負担していただきます。

在留期間更新申請、在留資格変更許可等により中長期在留者となつた場合に、在留カードを交付します。

## 次のようなメリットがあります！(※)

### (1) 在留期間の上限が伸長されます。

現在上限が「3年」の在留期間を定めている在留資格について、「5年」の在留期間を法務省令で定める予定です。また、「留学」の在留資格については、平成21年7月1日より、在留期間の最長期間が「2年3月」となっていますが、新たな在留管理制度の導入により、新たに「4年3月」とする予定です。

### (2) 再入国許可制度を見直します。

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人で出国後1年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。なお、例外的に再入国の許可を要する場合については、今後法務省令で定める予定です。

また、再入国許可を受ける場合の再入国許可の有効期間の上限について、これまでの「3年」から「5年」に伸長されます。  
(※) 新たな在留管理制度の開始に併せて実施されます。

## ご注意ください！

新たな在留管理制度の導入に伴い、以下のような在留資格の取消し事由、退去強制事由、罰則が設けられています。

### (1) 在留資格の取消し事由（入管法第22条の4第1項）

- ①偽りその他不正の手段により在留特別許可を受けたこと（第5号）
- ②配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留すること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）（第7号）
- ③新規上陸後又は従来の住居地を退去した後90日以内に住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）や虚偽の住居地の届出をしたこと（第8号～第10号）

### (2) 退去強制事由（入管法第24条）

- ①在留カードの偽変造等の行為（第3号の5）
- ②中長期在留者の各種届出等に関する虚偽届出等や在留カードの受領・提示義務違反により懲役以上の刑に処せられたこと（第4号の4）

### (3) 罰則

- ①中長期在留者の各種届出等に関する虚偽届出等や届出等義務違反、在留カードの受領・携帯・提示義務違反（入管法第71条の2、第71条の3）
- ②不法就労助長罪の見直し（入管法第73条の2第2項）
- ③在留カードの偽変造等の行為に係る罰則（入管法第73条の3～第73条の6）

## コラム 教育機関等の外国人の所属機関による届出について

現在も学校や研修生受入れ機関等から、所属する外国人に関する必要な情報を入国管理局に届け出もらうよう協力いただいておりますが、改正法において明文化されました。

届出にご協力いただく所属機関や届出内容の詳細については、今後法務省令で定めることになりますが、所属機関としては、外国人が就学している学校や研修を行う研修先のほか、「興行」の在留資格で在留する外国人との間にプロモーター契約を結んでいる機関等を予定しています。（改正法公布の日（平成21年7月15日）から3年以内の政令で定める日から施行）

# 特別永住者の制度について

## 制度の概要

## どういった制度なの？

特別永住者については、新たな在留管理制度の対象とはならず、基本的には、現行制度と実質的には変わりませんが、利便を図るための見直しを行っています。

新たな在留管理制度の導入に伴い、外国人登録法が廃止され、外国人登録証明書も廃止されますが、現在特別永住者に交付されている外国人登録証明書がその法的地位等を証明するものであることなどから、これと同様の証明書として、法務大臣が特別永住者証明書を交付することとしています。

また、特別永住者証明書の記載事項は必要最小限の内容とし、外国人登録証明書の記載事項と比べて大幅に削減しています。その上で、記載事項の変更や再交付などに係る手続は、従来どおり、市区町村の窓口で行うこととしています。

さらに、再入国許可制度を緩和することとしており、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者においては、原則として、2年以内に再入国する出国について再入国許可は不要になります。また、再入国許可を受ける場合の再入国許可の有効期間の上限について、これまでの「4年」から「6年」に伸長されます。

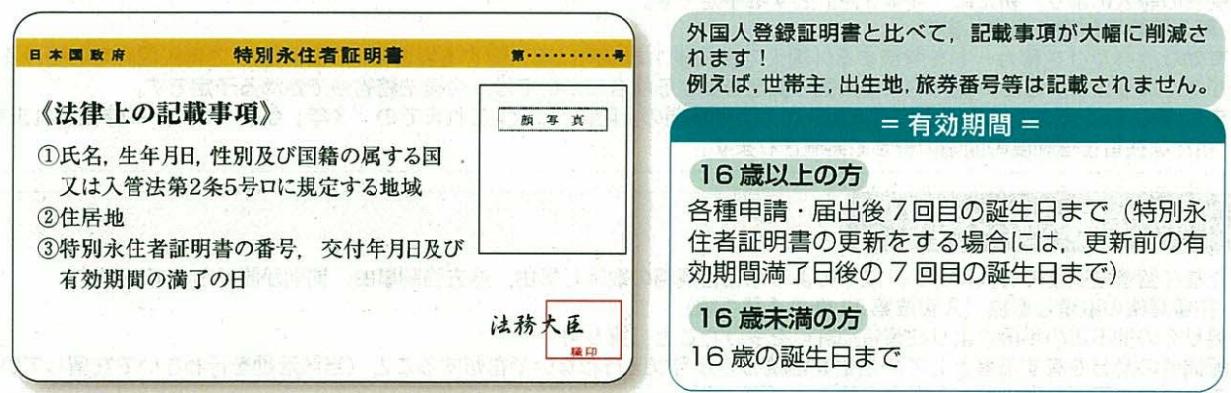
## 施行日

## いつから始まるの？

改正法が公布された平成21年7月15日から3年以内の政令で定める日から施行されます。

## 「特別永住者証明書」は、どういったカード？

特別永住者証明書には、偽変造防止のためICチップが搭載され、券面記載事項の全部又は一部が記録されます。新たな制度の導入に伴い交付される特別永住者証明書の記載事項等については、以下をご覧ください。



# 研修・技能実習制度の見直しについて

## 見直しの概要

## どのように変わるの？

研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、次の活動を行うことができる在留資格「技能実習」を新たに設けます。

- ① 「講習による知識修得活動」及び「雇用契約に基づく技能等修得活動」
  - イ 海外にある合弁企業等事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて行う活動（企業単独型）
  - ロ 商工会等の営利を目的としない団体の責任及び監理の下で行う活動（団体監理型）
- ② ①の活動に従事し、技能等を修得した者が雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事するための活動

これにより、雇用契約に基づく技能等修得活動は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令等が適用されるようになります。また、①から②への移行は、在留資格変更手続により行うこととなります。

その他以下の事項について、今後関係省令の改正等を行う予定です。

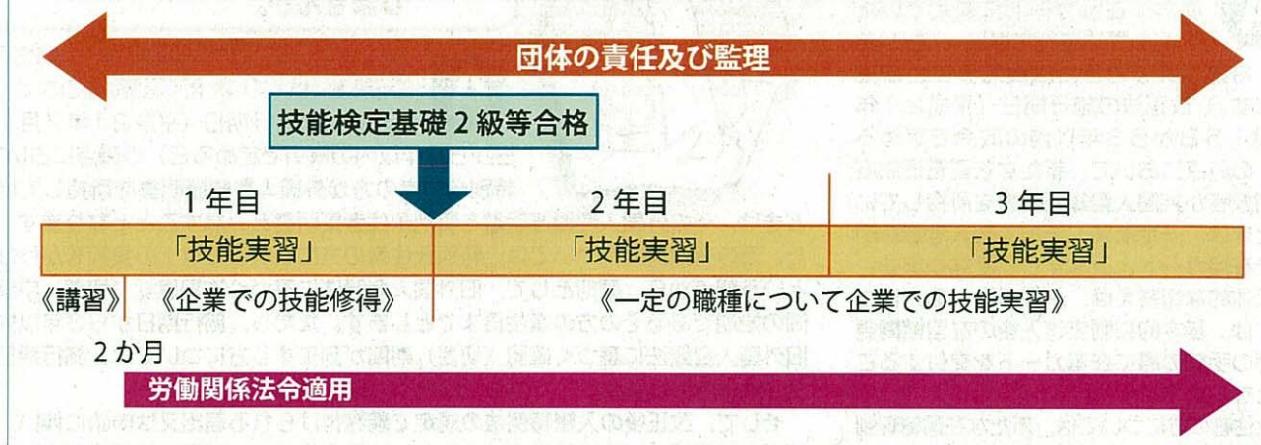
- ・受入れ団体の指導・監督・支援体制の強化、運営の透明化
- ・重大な不正行為を行った場合の受入れ停止期間の延長
- ・送出し機関と本人との間の契約内容の確認の強化 など

## 施行日

## いつから変わるの？

改正法が公布された平成21年7月15日から1年以内の政令で定める日から施行されます。

### 改正後の「技能実習」受入れ概要図（団体監理型）



## その他の改正事項

### ▶ 在留資格「留学」と「就学」を一本化します。

留学生の安定的な在留のため，在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格へと一本化するものです。なお、法律の施行後、活動内容に変更がなければ、現在「就学」の在留資格を有する学生の方が「留学」に変更する必要はありません。

【公布の日（平成21年7月15日）から1年以内に施行】

### ▶ 入国者収容所等視察委員会を設置します。

入国者収容所等視察委員会とは、入国者収容所等の視察及び被収容者との面接を行い、入国者収容所等の運営に関し、入国者収容所長等に意見を述べ、もって、警備処遇の透明性の確保、入国者収容所等の運営の改善向上を図るために設置されるものです。

【公布の日（平成21年7月15日）から1年以内に施行】

### ▶ 在留期間更新申請等をした方について在留期間の特例を設けます。

在留期間の満了の日までに申請した場合において、申請に対する処分が在留期間の満了日までにされないとときは、その在留期間の満了後も、当該処分がされる日又は従前の在留期間の満了の日から2月を経過する日のいずれか早い日まで、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができる規定を設けるものです。

【公布の日（平成21年7月15日）から1年以内に施行】

### ▶ 上陸拒否の特例を設けます。

上陸拒否事由に該当する特定の事由がある場合であっても、法務大臣が相当と認めるときは、改めて入国審査官、特別審理官、法務大臣と三段階の手続を経て上陸特別許可を行わずに、入国審査官が上陸許可の証印ができるようにする規定を設けるものです。

【公布の日（平成21年7月15日）から1年以内に施行】

### ▶ 乗員上陸の許可を受けた方は乗員手帳等の携帯・提示義務が生じます。

現在の入管法では、乗員上陸の許可を受けた外国人については、乗員上陸許可書の携帯・提示義務が課せられていますが、乗員上陸許可書には顔写真が貼付されていないことから、乗員上陸許可書を所持する外国人が、乗員上陸の許可を受けた者であるか否かを即時的に確認するために、乗員上陸許可書に加えて、顔写真が貼付されている旅券又は乗員手帳の携帯・提示義務を課すこととしたものです。

【公布の日（平成21年7月15日）から6月以内に施行】

### ▶ 不法就労助長行為等に的確に対処するため退去強制事由等を設けます。

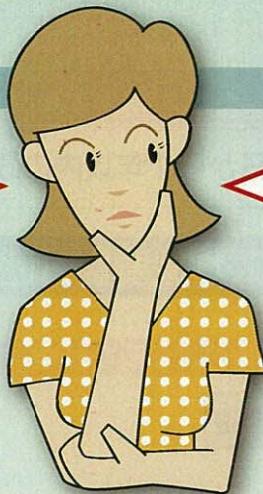
新たな退去強制事由として、次のものが加わります。また、資格外活動許可の取消しに係る規定を設けます。

- 他の外国人に不正に上陸許可等を受けさせる目的での、偽変造文書等の作成等を教唆・幫助する行為したこと
- 不法就労助長行為したこと
- 資格外活動の罪により禁錮以上の刑に処せられたこと

【公布の日（平成21年7月15日）から1年以内に施行】

(注) 施行日は、政令で定めます。

Q & A



**Q** 現在持っている外国人登録証明書は、すぐに在留カードに換える必要がありますか。

**A** 新たな在留管理制度導入後、直ちに在留カードに換えていた  
だく必要はありません。(もっと  
も、希望される場合には換えることができます。) 改正法の施行期日(平成21年  
7月15日から3年以内の政令で定める  
日)の時点において、新たな在留管理制度  
の対象者が外国人登録証明書を所持してい  
るときは、一定期間、その外国人登録証明  
書を在留カードとみなすことになります。

具体的な切替えは、永住者以外の方については、基本的に制度導入後の在留期間更新等の手続の際に在留カードを交付することとなります。

永住の方については、新たな在留管理制度導入後、原則として3年以内に在留カードの交付を申請していただくことが必要です。

その他のQ & Aは、ホームページをご覧ください。

**Q 特別永住者証明書はいつから交付されますか。また、今までの外国人登録証明書はすぐに特別永住者証明書に換えなければなりませんか。**

**A** 今までの外国人登録証明書をすぐに特別永住者証明書に換えていただく必要はありません。改正法の施行期日（平成21年7月15日から3年以内の政令で定める日）の時点において、特別永住者の方が外国人登録証明書を所持している証明書を特別永住者証明書とみなすこととなります。また、特別永住者の方にこれまで以上の負担をかけないで、旧外国人登録法に基づく次回確認（切替）申請期日までとします。ただし、施行期日から3年以内に確認（切替）期間が到来する方については、施行期日からいただければ大丈夫です。

そして、改正後の入管特例法の規定で義務付けられる届出又は申請に伴い、特別永住者証明書へ切り替えていくほか、特別永住者の方が自ら希望して申請すれば、特別永住者証明書への切替えができます。

#### 手続等についてのお問い合わせ先

法務省入国管理局 〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1 TEL 03-3580-4111(代)

## ホームページの御案内

改正法の内容については▶ <http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html>